

法人会 NEWS

平成30年5月10日発行

第84号

桜花トンネル みなみかた千本桜

ライトアップされ「田園地帯に浮かぶ桜」として知られる登米市「みなみかた千本桜」。

登米市南方町大袋堤防等の約6Kmの市道に、約1,000本もの桜並木が続く「桜花トンネル」はまさに圧巻で、散策やサイクリングコース、ドライブコースとして市内外から大勢の観光客が訪れます。

目 次

- P. 1 桜花トンネル みなみかた千本桜
- P. 2~3 平成30年度税制改正 事業承継税制の改正点
- P. 4 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 5 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 6~7 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 8 新春講演会、社会貢献事業、女性部会事業

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxにはダイレクト納付が便利です！

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用してもう一度申告をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用してもう一度申告をするごとにメリットが！

添付書類の提出省略

添付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索



事業承継税制はどう変わったのか？

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中、後継者が未定となっている中小企業の割合も年々高まり、今や日本企業全体の3分の1に達していると言われています。

一方で、税制面での事業承継支援策である事業承継税制は、過去の改正で要件が緩和されてきたものの依然としてハードルが高く、適用を受ける企業は限られていきました。

そこで、より一層制度の利用が進むように、10年間限定で事業承継税制が大幅に拡充されることになりました。

改正のポイントとしては、平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う場合に、①税制のカバー率が100%となることで、承継時の負担がゼロ

②雇用確保要件の弾力化
③最大3名までの後継者に対する贈与・相続も対象
④経営環境の変化に対応した減免制度の創設
⑤納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大、があります。

1. 税制のカバー率 が100%へ

従来は、納税猶予が適用される割合は「発行済議決権株式総数の3分の2」× 「80%」＝約53%にしか過ぎず、残り47%部分については納税が必要となり、税負担が大きくなってしまうというデメリットがありました。

一方で拡充後は、株式数の上限が撤廃され（3分の2→3分の3）、猶予割合も100%に拡大されたことで、事業承継に係る贈与税・相続税の負担をゼロにすることが可能となります。

一方で拡充後は、雇用の維持ができなかつた場合でも、維持できなかつた理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見の記載が必要）を都道府県に提出することで、納税猶予を継続させることができます。

中小企業にとって雇用の確保は困難な問題である場合が多いため、制度の適用を判断する際の重荷が一つなくなることで、制度の利用がしやすくなります。なお、雇用維持ができる

かかった理由が経営悪化等の場合には、認定経営革新等支援機関の指導助言を受け、都道府県に提出する書類にその内容を記載することが必要になります。

2. 雇用確保要件 の弾力化

従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。（ただし対象となる

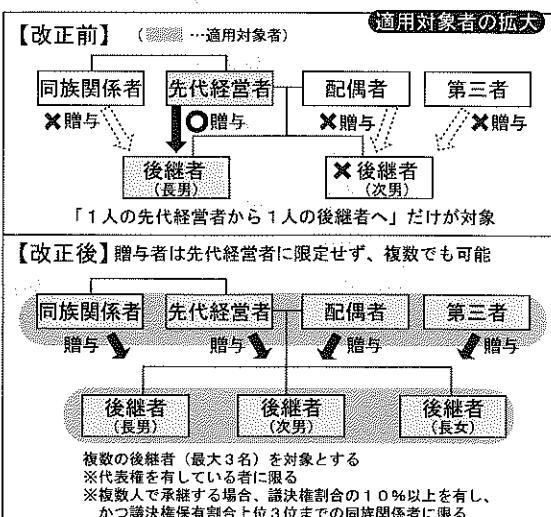
従来は、後継者が自主業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、相続税を納税する必要があり、税負担が大きくなってしまうというデメリットがありました。

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由（※）が生じていれば、5年後以降に自主業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることになります。

その結果、

後継者は代表権を有し、複数の場合は議決権割合の10%以上を持つていることが必要です。）

4. 経営環境の変化に 対応した減免制度 の創設



従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。（ただし対象となる

従来は、後継者が自主業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、相続税を納税する必要があり、税負担が大きくなってしまうというデメリットがありました。

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由（※）が生じていれば、5年後以降に自主業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることになります。

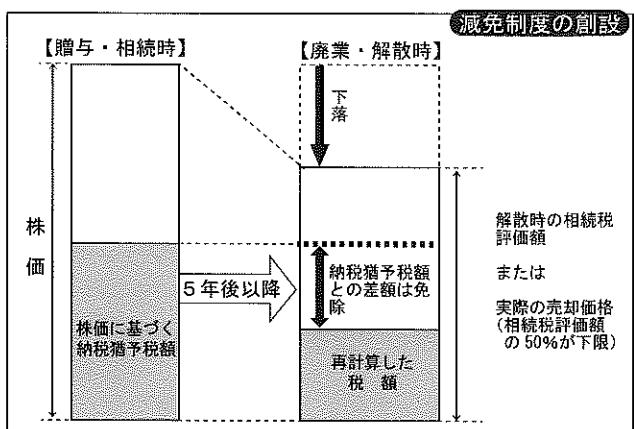
当初の納税猶予税額と再計算に基づく税額との差額が免除されることになります。

「予測できない状況の変化により株の価値が下落すればいけない」ということは後継者にとっては大きな不安材料でした。

それが今回の改正によりその不安が軽減されるため、制度を利用しやすくなりま

す。
※ 「事業の継続が困難な一定の理由」の例

解散時の相続税評価額
または
実際の売却価格
(相続税評価額の50%が下限)



直前3年間のうち2年以上が赤字と比較して減少等

従来は、相続時精算課税制度は贈与者の子や孫のみが対象となっていました。このため後継者が贈与者の子や孫であれば、納税猶

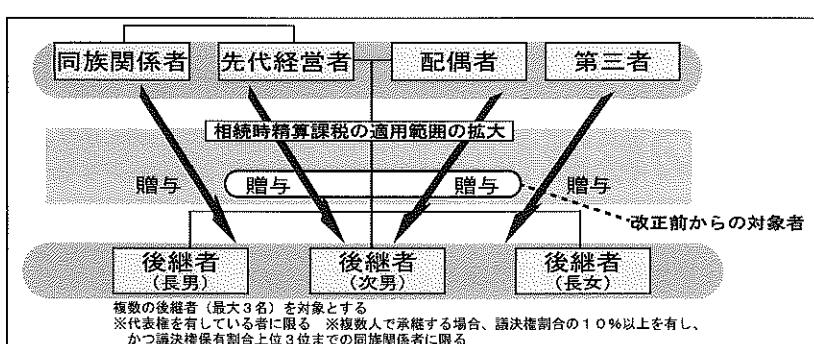
予が取り消されても相続時精算課税制度の適用を受けたことができました。が、後継者が贈与者の子や孫でない場合は相続時精算課税制度を適用できなかったため、将来納税猶予が取り消されたときの税負担リスクがありました。

一方で拡充後は、事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の子や孫でない場合にも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課

5.

相続時精算課税の適用範囲の拡大

税制度の適用が可能となります。これにより、親族以外の者を後継者とする場合のリスク回避が可能になります。



6. 特例を適用するためには、特例承継計画の提出が必要

受けるためには、以下の2点を満たすことが必要です。

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること

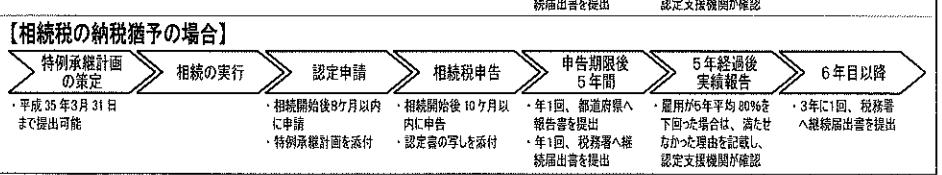
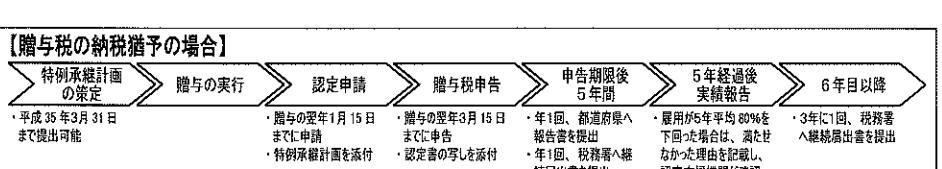
また、平成29年12月31日までに贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。

なお「特例承継計画」とは、会社の概要や後継者が株式を承継した後5年間の経営計画等を記載する書面で、認定経営革新等支援機関の所見を添付する必要があります。

また、平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特別の認定を受ける(あるいは通常の認定から特別の認定へ切替えを行う)ことはできません。

最後に、拡充後の納税猶予を受けるための手続の流れは、以下になっています。(下図)

今回の改正により従来の制度でリスクとされていた部分がかなり軽減されています。そのため今後事業承継を考える場合には、この特例制度の適用の有無について一度は検討すべきです。今回の特例制度を上手く活用して、事業承継を成功させましょう。



税務署からのお知らせ

「納税証明書オンライン請求・電子交付」説明会のお知らせ

佐沼税務署では、納税証明書の請求と受取りをインターネットでできる「納税証明書オンライン請求・電子交付」の手続きについて説明会を開催します。

電子交付を受けた納税証明書は、①登米市競争入札参加資格審査申請の提出書類として使用できます、
②自宅やオフィスのパソコンから何回でも印刷することができます。

○ 日時

平成30年6月12日（火）

午前の部 10時～11時 午後の部 14時～15時

※午前と午後の説明内容は同じです、都合の良い方に御参加ください。

○ 場所

登米市迫公民館 二階軽運動場（登米市役所迫庁舎向かい）

○ 問い合わせ先

佐沼税務署 管理運営担当 電話0220-22-2502

消費税の軽減税率制度が実施されます！

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、税率引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

	平成31年10月1日以後	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合 計	10.0%	8.0%

軽減税率の対象品目は？

⇒飲食料品

（酒類及び外食等を除く）

⇒週2回以上発行される新聞

（定期購読契約に基づくもの）

平成35年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書はだれでも発行できる？

⇒平成33年10月1日以降、税務署長に申請し、登録を受ける必要があります。

免税事業者は関係ないですか？

⇒免税事業者であっても、相手方から「適格請求書」を求められることがあります。

軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

- ・消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル 0570-030-456

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

佐沼税務署 〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向109 TEL0220-22-2501（代表）



平成30年度自動車税の納期限は5月31日(木)です!!

～期限までに納付されるようお願いします～

平成30年度の自動車税納税通知書は、平成30年5月8日（火）に発送しておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがありますので、期限内に納付されますようお願いします。

自動車税の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

納める方

- ・ 自動車税は、毎年4月1日現在で登録されている自動車の所有者に課税されます。
ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

納める方法

- ・ 納税通知書の裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納付してください。
- ・ 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出し下さい。
- ・ 納付書を切り離したり、バーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

ペイジー(Pay-easy)による納付について

- ・ ペイジー(Pay-easy)は、宮城県などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者がパソコン、携帯電話、ATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ・ ペイジーで納付するためには、事前手続（金融機関との契約）が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか、各金融機関にお問い合わせ願います。
- ・ ペイジー取扱い金融機関やペイジーによる納付の方法等については、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/index-payeasy.html>)

クレジットカードによる納付について

- ・ ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」等からクレジットカードを利用して自動車税の納付ができます。ご利用にあたっては、次の注意事項を必ずご確認願います。

- 1 納税証明書は、クレジットカードで支払い手続きいただいた日から約1か月後に発行可能となりますので、納税証明書の発行を急がれる方は、クレジットカードによる納税は行わないでください。（納税証明書の発行を急がれる場合は、金融機関又はコンビニエンスストアをご利用ください。）
- 2 県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等での窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。インターネットを使用してのパソコン、スマートフォン等からの支払いのみ可能です。
- 3 税額とあわせて、支払い1件あたり324円の決済手数料がかかります。
- 4 宮城県から領収証書の送付は行いませんので、ご了承ください。
- 5 納付書発行日の翌々日以降（土日・祝日は除きます）にお手続きが可能です。お急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンスストアをご利用ください。
- ・ クレジットカードによる納付方法等については、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kurezitto.html>)

法人会トピックス

今年度租税教室を15校で実施！

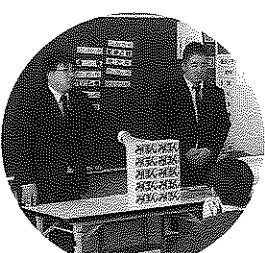
青年部会・女性部会では、社会貢献事業の一環として「税金」の役割と大切さを教える「租税教育事業」に取り組んでおり、今年度も市内小中学校15校を対象に、税金教室の講師を務めました。



1/25 女性部会 伊藤ゆみ子氏



1/26 青年部会 千葉隼人氏



2/7 青年部会 杉山孝俊氏

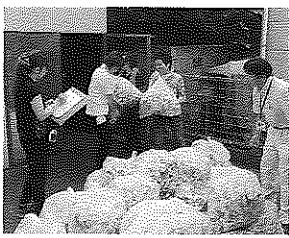
授業は、一億円のレプリカや身近な市内写真を使って子供達が興味を持つて貰えるよう工夫。又「もし税金が無かつたら」というテーマのDVDアニメも観賞し、子供達は、改めて税金の大切さを学んだようでした。



4/25 石越幼稚園園児から提供



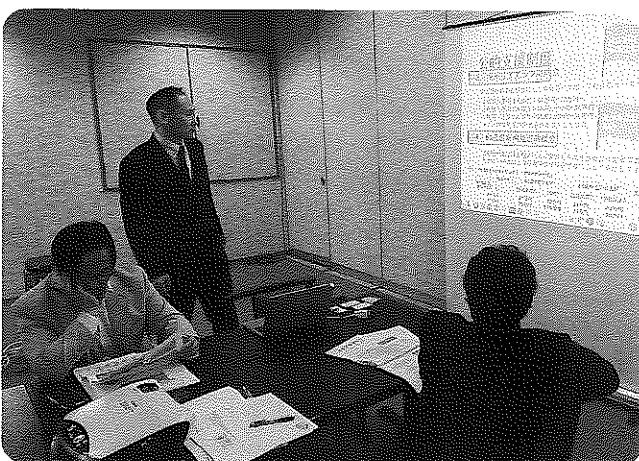
10/21 本吉響高校生徒会から提供



8/23 J A 栗っこ女性部から提供

「地球温暖化と世界の子供を救おう」！ 青年部会の取り組み10年目に入る！

「地球上に愛を子どもに愛を」をテーマに取組んでいる登米法人会青年部会の社会貢献活動の一つエコキヤップ運動が今年で10年目を迎えました。地域の皆様のご協力により年々回収量も増え、又、登米地域に留まらず遠く気仙沼市や栗原市からも提供され、額も大きくなっています。このキヤップの売却金は、全額「世界の子供にワクチン」に寄付いたしました。



公的支援制度は…横尾徳仁社会保険労務士 津山支部 経営実務講習会を開く！

法人会津山支部では、「働き方改革」をテーマに3月28日、社会保険労務士横尾徳仁氏を講師に招き、経営実務講習会を開きました。

人手不足が深刻な社会問題となっている今日、「働き方改革」をどのように行うべきか、その注意点と関連する補助金制度について学びました。

この講習の中で、妊娠した従業員への就業や休職の扱いには気を付けること、高齢者の雇用継続に関しての支援施策が充実していること等、今後の企業経営に役立つ豊富な内容で、参加した会員さんは真剣に聞き入っていました。

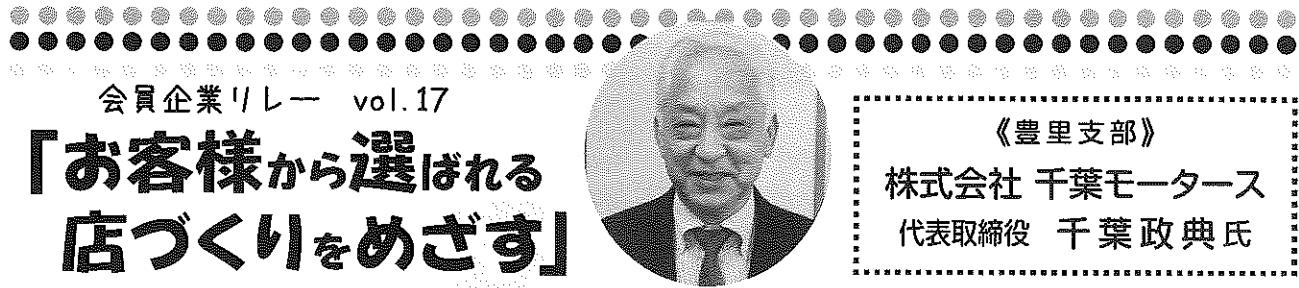


（株）シンケアサポート 早川氏が熱心に講演 佐沼支部 経営セミナーを開催！

2月15日、法人会佐沼支部では、経営者感覚を磨こう、と「経営セミナー」を開催。

講師には、（株）シンケアサポート早川 進氏を招き「現在の企業経営に最も重要なこと」と題した講演をいただきました。

早川氏は「なぜ企業が存続しなければならないか」「良好な人間関係を構築する方法は」「自分の役割（天命）」について熱心に話されました。セミナー終了後の情報交換会でも、早川講師の「手相診断」に話題が集まり、参加された会員皆さんにとつて有意義なセミナーとなりました。



会員企業リレー vol.17

「お客様から選ばれる 店づくりをめざす」



創業62年、一貫してお客様第一の営業に徹し「選ばれる店づくり」をめざす、株式会社千葉モータース様を訪問しました。

会社の創業は、昭和31年9月、先代社長が宮城ダイハツ販売代理店として事業を始め、10月に自動車分解整備事業所として仙台陸運局より認証を受けたそうです。

その後、昭和42年4月、有限会社千葉モータースに法人化し、昭和48年10月協業組合三陸自動車整備センターを4社で設立するなど事業を拡大。

平成16年3月、(有)千葉モータース、(株)三陸自動車整備センターを合併し、株式会社千葉モータースに一本化したそうです。

この間、千葉社長は、高校卒業後、群馬ダイハツ販売(株)で自動車整備の技術を磨き、昭和49年9月、先代社長が事故で急逝したため、24才の若さで2代目社長を引き継いだといいます。

営業品目は、自動車販売から車検整備、板金塗装、自動車保険まで自動車関連事業一切で、社員7名でオールマイティにこなしているとのこと。

また、この地域は、自動車販売8店舗、車検指定工場

5店舗が競合する激戦地で、生き残りを掛けた「選ばれる店づくり」が目標で、そのため社員教育と人材育成がとても重要といいます。

千葉社長は、毎朝7時に出勤し、店舗フロア、トイレを、すべてタオルで手拭き掃除するそうで、これが愛社精神を培う源になっているのではと、話して下さいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会全国フォーラム 法人会全国女性部会 法人会全国女性部会



大会式典風景と参加した飯塚部会長・高田副部会長

女性部会 全国女性フォーラムに参加！

晴天に恵まれた4月12日、全国女性フォーラム・山梨大会が開催され、会場の甲府市「アイメッセ山梨」には、全国から1,600名の法人会女性部会員が参加。『輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～』をキャッチフレーズに山梨県内の女性部会から税に関する絵はがきコンクールや租税教室についての活動報告があり、一生懸命に取り組んでいる様子がうかがわれました。

当部会でも、税の啓発活動には、更に力を入れてますます充実した活動にしていきたいとの思いを新たにしてまいりました。

法人会全国女性部会 法人会全国女性部会 法人会全国女性部会



鈴木佐沼税務署長がクイズ形式で講演

女性部会 税務研修会を開催！

女性部会では、去る2月8日、佐沼税務署から鈴木啓之署長と伊澤崇夫法人課税部門統括官をお招きし、税務研修会を開催しました。

鈴木署長からは、「『税』について考えよう！」と題し、クイズ形式にしながら、税の歴史や過去と現代の世界にある面白い税金を紹介いただきました。伊澤統括官からは、平成31年10月から実施される消費税の軽減税率制度について、対応が必要となる中小企業等へは補助金制度があること等ご説明くださいました。

法人会全国女性部会 法人会全国女性部会 法人会全国女性部会

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

青年部会主催のとめこんGO! 参加者大募集!!



ホスピタリティの重要性を講演

主催者代表挨拶
氏家良典経協登米支部長

聴講者で満席の講演会風景

一月三十日、恒例の三団体共催「新春講演会」が、ホテルサンシャイン佐沼を会場に開催されました。講師には、元ANA客室乗務員の吉

永由紀子氏を招き、「歓勵」から「感動」へ繋がるバトンと題した「ホスピタリティ」の重要性をテーマに感動的な講演をいただきました。講演会終了後は、佐沼税務署長、登米市長など来賓の方々を交えた懇談会が催されました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



税の絵はがき優秀作品を表彰！

次代を担う子供たちに税金が国民の生活にどのように役立っているかを知らうため「税に関する絵はがきコンクール」を全国各地の法人会で実施。

回を重ねるごとに応募枚数も増え登米市内では、18校より381点の応募をいただきました。

厳正なる選考により、登米法人会長賞・女性部会長賞・佐沼税務署長賞が決定し、各小学校にて応募児童を表彰してまいりました。また、応募いただいた全作品を2月15日から始まった佐沼税務署内の確定申告会場へ展示いたしました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

ブルタブ・タオル等を寄贈！

女性部会の社会貢献事業として「できることからコツコツ」と始まったのが、平成16年度から実施している新品タオル、使用済み切手、ブルタブの収集です。これを有効に活用してもらいましょうと登米市社会福祉協議会へ寄贈しています。平成29年度に会員皆様からいただいた収集量は、新品タオル235本、ブルタブ7kg、使用済み切手260gでした。

今後も、この活動を続けてまいりますのでご協力をよろしくお願ひいたします。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス